

私は、大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしましたて、ただいま上程されました議員提出議案第21号「床田正勝議長に対する問責決議案」について、賛成の立場から討論いたします。

まず、大阪市会における法定協議会の委員の選任については、法定協議会規約第5条第2項において、「大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員9人」と規定されており、議長は市会の推薦とは別に法定協議会委員として法定協議会に出席しなければならない義務があることは明明白白な事実であります。

また、7月23日に我が会派から床田議長に対し、法定協議会に出席し、市会議長としての職責を果たされるよう、第17回の法定

協議会前に申し入れを行ったにもかかわらず、出席されず、第14回以降の法定協議会は全て欠席されました。このことは、極めて理解に苦しむことであり、職務放棄・規約違反であります。あわせて、7月29日に開催されました市会運営委員会においても、我が会派の丹野議員の質疑に対して耳を疑うような答弁が自民党会派からなされたのであります。それは、床田議長の法定協議会欠席は自民党会派として決定したとされる重大なものでありました。言うまでもなく、市会議長とは、市会の権威であり、大阪市会の代表であります。市長と対をなす二元代表制の一翼を担う極めて重要な役職です。その市会議長が、議会として議決があったならまだしも、会派の意向により法定協議会を欠席され

たと受けとられる現況は、議長としてあるべき公平性・中立性の原則を体現すべき市会議長としては由々しき事態であります。

以上のことから、床田議長が、法定協議会への出席義務を果たさない行為は、職務違反であるとともに、党派性を帯び、議長職としての公平性・中立性を逸脱した行為であり、本問責決議によって床田市会議長には猛省を促し、今後、法定協議会が開催された際には、市会の代表として職責を果たすよう必ず出席し、市会の意思を談論風発され、また、公平性・中立性を厳格に守る大阪市会議長として、全国の議会にその範を示される行動を求め、賛成の討論といたします。

ご静聴ありがとうございました。